

平成 30 年度第 2 回伊賀市障がい者地域自立支援協議会議事概要

日時 平成 31 年 3 月 18 日 (月)
午後 2 時 45 分～午後 4 時 20 分
場所 伊賀市役所 5 階 501 会議室

出席委員：北野誠一・寺田浩和・藤島恒久・川出敦子・奥西利江・稲森美智子・大上美濃・
小倉由守・和田文子・知花敬子・小西克明・大田棟弘・前山正清
欠席委員：山本志賀子・矢野真砂子・松原史佳・滝井昇・西岡道啓・上田一善・
事務局：健康福祉部長（田中満）、健康福祉部次長（中ひとみ）、障がい福祉課（中井芳
子・福岡香穂・田中稔美・谷口真紀）障がい者相談支援センター（横尾智子・
溝端輝広・宮川麻子）
傍聴人：0 人

はじめに

（事務局）

- ・この伊賀市障がい者地域自立支援協議会では、平成 26 年に策定しました「第 3 次伊賀市障がい者福祉計画」並びに「第 5 期伊賀市障がい福祉計画」の進捗状況の確認及び評価について、皆様にご協議いただきたいと思います。
- ・この会議は、伊賀市情報公開条例第 24 条に基づき会議の公開を行います。また、審議会等会議の公開に関する要綱第 8 条に基づく議事概要作成のため録音をさせていただくことをご了承ください。
- ・なお、本日の会議ですが、伊賀市障がい者地域自立支援協議会条例第 6 条の規定に基づき、委員の半数（19 人中 13 人）のご出席をいただいておりますので、会議が成立しています。
- ・配布資料の確認

それでは、ここからの進行は、伊賀市障がい者地域自立支援協議会条例第 6 条に基づき会長である北野様をお願いしたいと思います。北野様、よろしく申し上げます。

（会長）

皆さんこんにちは。今日は、協議事項が部会からの報告、基幹からの報告、第 3 次障がい福祉計画進捗状況を 3 つ粛々と行いたいと思います。

まず、最初に各専門部会からの報告を事務局よろしく申し上げます。

事項

1 自立支援協議会定例会議及び各専門部会からの報告について

（事務局）

◎平成 30 年度伊賀市障がい者地域自立支援協議会体制図説明 …【資料 1】

◎平成 30 年度自立支援協議会各専門部会の取組について説明 …【資料 2】

◎伊賀市第5期障がい福祉計画（重点課題）について説明 ……【資料3】

まず「平成30年度伊賀市障がい者地域自立支援協議会」の体制を資料1でご確認ください。

平成30年度からの3か年計画の第5期伊賀市障がい福祉計画の初年度となりました。

本年度も第4期計画と同じく重点目標の達成については伊賀圏域（伊賀市・名張市で組織する）において専門部会を設置し目標達成のために取り組んでまいりました。

昨年度まで事務局を三重県の保健所をお願いしていましたが、本年度から、事務局、組織の見直しを行い、暮らし部会（地域で生活することを考える）・就労部会（働くことを考える）の2部会制にすることで会議回数の削減、また各ワーキング（WG）に、伊賀市・名張市両行政が事務局としてしっかり参画することで、メンバーの負担軽減を図るよう努めてまいりました。

次に本年度専門部会の取り組みについてご報告させていただきます。【資料2】をご覧ください。相談部会については、伊賀市単独で伊賀市内計画相談事業所と障がい者相談支援センター、障がい福祉課が組織。毎月1回「誰もが自分らしく安心して暮らせる街をつくる」を活動理念目的とし、本年度はアセスメント力の向上、相談実態から課題の分析、顔の見える関係づくりについて取り組んでまいりました。

主な取組については、相談支援実態報告書の確認、10月には人材育成として地域の相談支援のリーダーである伊賀市社協の寺田さんを講師に事例を用いたスキルアップ研修会の実施や、就労部会との交流等を行いました。毎月の相談支援実態の確認から、中高生の居場所、同行援護の事業所が少ない、身体に障がいのある人が緊急時に短期入所を利用できない、相談支援の新規受け入れが困難である、介護者の高齢化による将来への不安、通訳の必要性などの課題がでています。

相談支援専門員の負担軽減の取組みとして、介護保険への移行フローチャートを作成し、65歳以上の介護保険サービス対象者については、介護保険のケアマネが障がいサービスについても計画を見込むことで負担軽減を図る協議調整を行っています。

また、外国人の対応に関しては、中国語、ポルトガル語、スペイン語に対応した申請書の作成を行いました。

次年度についても相談部会は存続し、部会開催頻度を見直して毎月開催を2か月に1回程度に変更し、相談支援体制の一層の充実を図るために取り組んでいきます。

次に、圏域での取組みについて報告させていただきます。暮らし部会ですが、入所施設からの地域移行を進め、本人が希望する生活を実現する、誰もが自分らしくともに暮らせるひとづくり・しくみづくり・まちづくりをすすめる、精神障がい者がいきいきと生活する地域づくり、居宅介護サービスの質・量の向上の取組みを行い地域福祉サービスの安定と充実をはかる以上のことを活動目標に5つのWGえ取組みを行いました。

まず、入所施設からの地域移行については、意向聴き取り資源見学会WG、研修ケースWGの2つのWGで取組みを行いました。

意向聴き取り資源見学会WGについては、昨年度、聴き取り調査を開始したモデルケースのうち地域移行が実現できる手立て、安心して地域移行にチャレンジできる情報提供、移行のシステム作り、資源見学会を実施しました。

昨年度4人の聴き取り調査を行ったケースに、今年度、再度の聴き取りを行った結果、

2人が自宅で家族と生活をしたい。1人は一人暮らしがしたいと希望をしています。残りの1ケースについては、本人は希望しているが、年齢の不安や地域移行に対して家族の強い抵抗感もあり続行を断念するというケースがありました。

意向聴き取りを重ねる中で、利用者や家族の地域移行における不安や課題が浮き彫りになっています。その不安や課題を解消するために、どのような手立てがしているかを検討した結果、今年度は施設利用者と家族、三重県障がい者当事者支援プロジェクトの意見交換会を開催しました。利用者家族からも積極的な質問があり、意見交換会を通して、当事者のリアルな生活経験が聞ける機会となり、有意義な時間となりました。

地域移行への課題については、24時間のケア、家族の不安（挑戦はしてみてもいいが、施設に戻れる担保が欲しい）などといった意見がありました。こちらのWGについては、聴き取りマニュアルや資源の情報スライドなども完成しました。施設や関係機関で情報共有や課題抽出もできました。しかし、施設利用者全員の聴き取りは未だできていません。今後は、施設や相談支援事業所に引き継ぎ、施設利用者の聴き取りを進められるといいがそのシステム作りまでは至っていないのでどうするかといった課題がでます。

WGとしては成果があり、次年度は対象を施設入所者ではなく入所待機者に情報提供を行っていきたいと次年度の取り組みについても提案されています。

研修・ケースWGでは、平成29年度の聞き取り調査、資源見学会に参加された方を対象に、本人や取り巻く環境等のケース会議を行う。伊賀圏域の関係機関が一堂に会し、地域で暮らし続けるための研修会を企画・開催することについて取り組みを行いました。

ケース検討の結果、入所者の宿泊体験をしてみた、緊急コールセンターをどうしたらいいか、出戻り支援について、地域理解をどうして行くかっていったような課題抽出を行っています。

関係機関が一堂に会する当事者プロジェクトとの研修会とし「入所施設からの移行、意思決定支援」をテーマに3年継続して行っているため一定の成果があったと考えています。次年度以降の「関係機関一堂に会しての研修会」についてはWGでの取り組みとせず、本年度の各WGの取組みから抽出された課題からテーマを決定し、取り組んでいきたいと考えています。

また、地域課題の検討については、民生委員と連携していく必要があり次年度以降の検討となっています。

次に、地域生活支援拠点整備WGでは、当初伊賀圏域において協議を行うとしていましたが、伊賀市、名張市ではそれぞれある資源が異なっているため、年度途中においてそれぞれ両市において協議を行うということで変更をしました。

伊賀市は面的整備を平成31年度中に行うとしており、本年度については、伊賀市に事業所を置く社会福祉法人に聞き取り調査を行い、現状把握と課題確認を行ったところです。次年度中に国の提示するすべての機能を一度に始めるのではなく、伊賀市の今ある資源を活用しながら始められる部分から拠点を位置づけ取組んでいきたいと考えています。

次に社会調査・ケース会議WGですが、本年度は、これまで取り組んできた資源見学バスターの現状確認等を行いました。

個人情報保護の点で病院からの情報提供は難しい現状があります。また、地域での問題として入院患者に65歳以上の対象が多くなっていることから、介護保険と連携した、地

域包括ケアシステムの構築が必要であることが分かってきました。

ピアサポーターの活用については、今年度の育成については、三重県受託事業として名張市にある『地域活動支援センターひびき』がピアの養成を行っています。ピアの研修プログラムも完成しているため、今後はピアを活用し啓発の場を設けたいと考えています。

次年度は、当WGの課題等の共有は完了していますので、三重県が提示しているチェックリストを活用しながら地域包括ケアシステム構築のための取り組みを行うこととしました。次年度はWG名称も「精神障がい者地域包括ケアシステムWG」と変更してシステム構築に向け取り組んでいきます。

ヘルパー人材確保育成WGにおいては、伊賀圏域の居宅介護サービスの質・量の向上に向け取り組んでまいりました。

事業としては、管理者交流会、事業所間交流会、スキルアップ研修会（2回）、事業所向けサービスガイドラインの作成を行いました。

継続しての取り組みで年々参加事業所も増加し成果は上がってきていると考えています。しかし、次年度以降も引き続き、人材育成に取り組む必要があるため、取り組みを進めます。

事業所向けサービスガイドラインの作成取り組みについては、本年度完成に向け昨年度から2か年で取り組んでまいりましたが、本日までに完成ができなかったため、4月には完成し各事業所に周知できる予定となっています。以上が、くらし部会の取り組みです。

最後に就労部会は、「就労ステージの多様な環境を整え積極的な社会参加できる地域を構築していく」という目的のもと取り組んでまいりました。

今年度は4回開催し、事業所連絡会、相談部会との連携、企業の情報集約、発信の取り組みを行いました。企業向けの研修会については、本年度は開催できませんでしたが、例年参加企業が増えないことが課題となっているため、少しでも多くの企業が来ていただけるよう工夫して5月以降で開催をしたいと考えています。

以上が、今年度の各部会の取り組みになります。

なお、圏域の専門部会の体制については、本年度の取り組みの中で見えてきた新たな課題解決のため、体制についても圏域の取り組みについても見直していきたいと考えています。

新たな体制については、新年度の自立支援協議会にて報告します。

次に、引き続き資料3ををご覧ください。資料3については障がい福祉計画の重点課題として実績数値についてまとめています。

まず、福祉施設からの地域生活への移行について、平成30年度は女性2人男性1人の3人の人が地域へ移行しています。残念ながら伊賀圏域内の施設ではありませんが、四日市市の施設からの移行となっています。

男性1人については、一般住宅への移行をしていますが、24時間ヘルパー対応での移行と聞いています。また、女性2人の移行については、入所施設が今年度4月にGHを開設したため、そちらへの移行となっています。

福祉事業所からの一般就労への移行について、平成30年度実績としては8人となっています。内訳については、就労移行サービス4人、就労支援A型サービス2人、就労支援B型から2人となっています。

また今年度から始まった事業所を利用し、一般就労へ移行した障がいのある人が就労に伴う環境変化により生活面の課題に対応できるように企業や自宅への訪問、来所により必

要な支援を行う就労定着のためのサービスが市内2事業所、名張市1事業所設置されましたが、今現在、利用者が6人おります。

また、資料にはございませんが、障がい児支援の重点課題の取組みについては、こども未来課が中心となって事業に取り組んでいます。児童発達支援センターの整備について、伊賀市土橋地内（旧府中保育所跡地）に障がい児支援に多大の経験と専門的知識を有している社会福祉法人名張育成会が民設民営で2020年4月開設に向け事業を進めています。

事業内容は、相談、児童発達支援事業、保育所等訪問事業、特別支援事業（専門職による個別指導）を予定しています。

（会長）

今、各部会からの報告と資料3伊賀市の第5期障がい福祉計画の重点課題について説明をいただきました。どの部会からでも結構ですので皆さんご自由にご質問、ご意見等ございましたらよろしくをお願いします。

また気が付かれたら言っていただいて結構ですので、次の項、基幹相談支援センターからの報告をどうぞよろしくをお願いします。

事項

2 基幹相談支援センターからの報告について

（基幹相談支援センター）

◎伊賀市障がい者相談支援センター（基幹相談支援）30年度実績報告 …参考資料

今年度1年目がスタートしどのような状況か全体が見えていませんでしたので、本来やるべきことが十分できているかと思うところがありますが報告します。

1つ目について知的障がい（療育手帳）は、18歳までの発達期における遅れが認められる必要があります。しかし、学校の指導台帳は平成6年までは20年保存ですが、平成6年以降の在籍者は5年ということで当時の発達の遅れを証明することができないことで18歳以上の新規手帳取得時の課題となっています。

2つ目について、伊賀市の相談部会及び伊賀市相談支援事業所連絡会の中で伊賀市の相談体制を重層的・効率的にして行こうという話し合いをしています。

3つ目について、障害福祉サービスの中で就労定着事業が始まったことや就業・生活支援事業（ジョブサポート・ハオ）とも重なっていることから今後どうしていくか考えています。

（会長）

どうもありがとうございました。今、伊賀の新しくできた基幹相談支援センターの実績を報告していただきました。

報告の中で気になる点は、この就労定着支援の事業は事項1の資料3で就労定着サービス利用者が6人と書いてありましたが、基幹相談支援センターが事務局となるのですか。

（事務局）

この6人は、障害福祉サービスを決定された方が6人ということで、サービスとは別の

ジョブサポーター事業を基幹相談支援センターが事務局として関わっています。

(会長)

別の事業なのですか。就労定着サービスを実施している事業所はいくつありますか。

(事務局)

管内では伊賀市2事業所、名張市1事業所が実施しています。

(会長)

就労定着サービスが始まり今、事業所としてはどんな成果が上がっていますか。

(委員)

報酬が見合っていない、定着事業をすることによって移行支援の単価が随分下がってしまった。全体としては就労移行、就労定着、就労継続支援事業を行っている1つの事業分は前年比マイナスでした。

(会長)

当事者は3つの事業を一度に取れないので、本人は最初に就労移行で、就労継続の後で就労定着を利用するということですか。

(委員)

そうです。それでも、職員はそれぞれの事業に配置しなくてはいけないので職員の人数が必要となります。

(会長)

職員の配置負担は多くなるが単価は下がるということは、かなりの利用者を持たないと事業は難しいということですね。それでもやる価値や効果はありますか。

(委員)

「就労支援を法人事業の柱としてやります」という理念があるのでそういう意味での価値はあると思います。しかし事業としては成立しないので単独では難しい。

(会長)

そうですね。相談支援事業と同じですね。相談支援もやる価値はあるけれど事業としては成立しない。

基幹相談支援センターは、4番の権利擁護、つまり差別解消と虐待防止の業務を相談もやるということで受けているんですね。差別解消は後の専門部会でやりますが、虐待は件数の報告ありますか。

(基幹相談支援センター)

確認し後ほど数字を報告させていただきます。

(委員)

1 番目の支援困難で中高年齢層の話をお聞きしました。つばさ学園は手帳を持っている子が多いんですけども、地域支援で地域へ行かせてもらうと「まだまだ手帳取得に関しては」という親御さんの話や「発達検査の結果が良かったので手帳を返還する」という話を聞きます。手帳取得のボーダーラインの子どもが増えているようです。中高年齢の方が手帳取得したいと至るのはやはり就職の厳しさからなのか経緯を知りたいです。

(基幹相談支援センター)

職歴を見てみると長い期間勤められない。就職経験があるのでハローワークで一般就労となる。仕事は見つかるけれども中々定着しない。物覚えが悪い、動作が遅いというところがあり、相談を聞いていくと「小中学校の時に特別支援学級に在籍していた」「中学校で特別支援教室での授業を受けていた」など話が出てきます。

(会長)

手帳を取得されて、法定雇用率の中で就労に持っていくという判断ですか。手帳取得することで就労しやすくなる。

(基幹相談支援センター)

そうです。でも、手帳が取得できないと障がい者雇用の枠に入らないので1番目の手帳の取得の話となります。

(委員)

分かりました。特別支援学級での資料などをさぽーとファイルを活用し、今はそこへ挟んでいくと後々役に立つことがあるということですね。

(会長)

大阪市内では逆に「早くから障害福祉サービスを使わせてほしい」という方もたくさん出てきています。IQ100 を超えている場合でも兵庫県は知的障がいと発達障がいを一緒にするため手帳取得となります。ちなみにIQ110 でも手帳を取得するように勧めているところもありますから県によって療育手帳の実態は様々です。

(委員)

質問してよろしいですか。報告いただいた資料1の相談員の実績で「その他」の件数が大変多いと思いますがどのようなものが分類されるのか教えていただきたい。

(基幹相談支援センター)

一般相談の件数報告に用いている様式で作成しましたが、来年度はもう少し詳細に作り直そうと思っています。

相談者は本人主体で作成しています。例えば、訪問、来所、同行は本人主体ですので「その他」は家族、身内ということになります。実数ではなく延べ数ですので1人の方が1回相談したら終わりではないので相談の中でどこにも当てはまらないものを「その他」と分類しています。権利擁護でもなく日常金銭管理的なこと、ごみ屋敷の片づけ、生活実態、夫婦間での相談など。家族全体に問題を抱えていることが分かってきたりというケースもあります。

(委員)

指定特定の相談業務が大変というところで、サービス等利用計画に繋がらない相談などを随分と障がい者相談支援センターや基幹で取っていただいたという認識があります。特定は少し本来の仕事ができるようになった。この部分は誰かが担わなければならないと思っているが精神的にもかなり負担となる。

(会長)

今の質問の中ででしたが、相談者と相談方法は分けたほうがいいですね。今後、「その他」の中の多い項目を新しい項目で起こすようにお願いします。

(委員)

お尋ねしたいのですが、相談を言ってきたら私たちは「受けなければならない」という立場にあるが、「一定の基準」というか「相談の基準」や「期限を切る」というようなことは私たちの立場はできるのですか。

(会長)

これは、国の相談支援の厚労省担当専門官に報酬単価の問題で少し議論したのですが、実際にどこも運営・経営できていないが、「何ケース持つべきと考えているか」と言うと「30から35ケース」と回答がありました。しかし、30から35ケースでは運営できない。だから、基本相談は法的には指定特定の義務になっていますけど、基本相談がメインの事例を指定特定がやることは無理であると厚労省も判断していると思うんです。ただ、最終的に厚労省は、相談支援事業は来年度から主任相談支援員の研修をやりますので、最低5人雇っていただくと500点を加算で1人に付けますのでそうすると運営できるはずですよということでした。

(委員)

1ついいですか。専門部会の報告の中で「ヘルパー人材確保」ということがありましたが、今年やった介護体験イベントで実際体験される方って何人くらい見えたのですか。

(事務局)

とても少なかったです。今年は、名張の福祉イベントで実施しましたが、天気の良い日で外のイベントに集約されてしまい会場の奥ということもあり人を引き入れることが難しく10から20人しか体験をしてもらえませんでした。来年度はもう少し考えたいと思いま

す。

(委員)

各業界がこういった形でやっていることも多いですけどやはり人が集まらない。やっぱり福祉自体の魅力がないというところがあると思います。実際、うちの法人でも募集をしましたが難しい状況です。老人の支援の方が分かりやすく障がい者の支援というとなしと思われやすいです。そこの手立てをしないと地域移行も進まない。

(会長)

一応消費税が10%に上がる時は、「10年以上働いてる方には年間80万の賃金上がる」と言われていますが、上がったとして国からその計算がききましたが難しく「誰にどんな風に分配したらいいのかわからないか」など問題が出るのではないかと。実際はどんな風になるでしょうね。

(委員)

あれは、あくまで標準賃金の段階に近づけるため上げるだけではないでしょうか。

(会長)

1年から9年目はどうするのか。若い人をどう捕まえるのか、そもそも若い人が来ないから非常に悩ましいです。

(副会長)

意見というか要望になってしまいますが、資料2を見ていますと例えば、相談部会「課題の洗い出し」、暮らし部会の移行聴き取りも「24時間ケア・グループホームの資源不足」、「リアルな体験を通して情報提供」、ヘルパー部会の「人材発掘と育成のための具体的な取組」とあります。部会だけでこれだけのことをするのは難しい。伊賀市がヘルパーの部会を持っているのは画期的で、三重県でも後1箇所のみであると思います。ヘルパーは地域支援ですので地域へ入っていく第1の人ということで、ヘルパーがいなくて生活に直結しますので関係づくりというのは非常に大事なところで、スキルアップは必須だと思いますのでそちらのほうも頑張ってもらいたいような部会ではないかと思っています。人材発掘というのは抵抗があります。何が言いたいかというと、自立支援協議会の一番の目的である部会員と行政と一緒に官民汗をかいて出してきたものを次の計画の中に是非反映していただきたい。例えば、24時間ケアとか地域にないものを作っていくのが自立支援協議会の目的だと思います。嫌な言い方をしますが、暮らし部会でも11回と書いてあるが民間がその回数集まるのは大変なことです。議論だけでは限界がきますので施策含めて是非反映をお願いできたらと思います。

(会長)

おっしゃられる通りです。人が見つからないのは全国どこでも同じですが、議論している場合ではない。そもそも福祉の世界がかなり危ない状況で本当に予断をゆるさない状況です。障がい者計画も大事やけど全県、市の中で「この人材をどうするか」という話をや

っておかないと本当に大変な状況になります。ありがとうございます。

次の議題に行きましょう。第3次伊賀市障がい者福祉計画の30年度の実績報告見込みについて説明よろしくをお願いします。

事項

3 第3次伊賀市障がい者福祉計画の平成30年度事業実績（見込）について【資料4】（事務局）

こちらの計画の進捗管理については、2月14日に伊賀市庁内推進会議を開催し事業実績の確認を行いました。

目標Ⅰ「一人ひとりに応じた生活支援のしくみをつくる」では事業実施は8課が34事業について計画に取り組んでおり、評価AAの事業がうち13事業、Aが16事業、Bが4事業、評価のない事業が1事業となっています。概ね目標値には計画通り事業実施がされています。

本年度の新しい取り組みなどについて簡単にご説明させていただきます。

1頁2段目「総合的できめ細かな情報提供の充実」については、市職員の障がい理解を深める研修会を例年開催しています。参加人数については市職員実績で記載しています。第1回の「ヘルプマークを知っていますか」というテーマに三重県ヘルプマークアンバサダーで余命5年の宣告を受けた内部疾患患者である小崎麻莉絵さんを講師にお呼びし、市職員以外にも民生委員や自治協、交通機関関係者にご案内をすることで116人の参加者があり、地域啓発も一緒に行うことができました。

1頁3段目の広聴情報課では、広報いがしの毎月1日号をカラー印刷することで視覚に訴え見やすくしたという取り組みを行っています。また、広聴情報課と協議を行い、行政から発信する文書等には必ず連絡先にFAX番号、メールアドレスを表記することで様々な人に対応できるよう全庁的に周知を行いました。

2頁2段目です。総合的な相談支援体制の充実というところでは、長年の課題であった基幹相談支援機能を平成30年度4月から開設して、相談支援専門拠点での体制が始まっています。基幹相談支援の取り組みについては、先程ご案内した通りです。

また、一番下の段「ピアカウンセリングの推進」では、今年度ピアの育成について先程もご案内しましたが、名張市にある事業所が育成を行っていただき、その結果、精神疾患を患った経験談を話せる「いがなばりピアサポーター体験談プログラム」が完成しています。次年度以降、地域啓発等に活用させていただこうと考えています。

3頁1番下の段「虐待の早期発見と支援体制の整備」についてというところで、三重県スーパーバイザーの市川さんを講師にお呼びし、事業所向けに研修会を開催しスキルアップを図っています。

5頁3段目「居宅系サービスの充実」については、法人が整備していただいているんですけども、伊賀市の第5期の数値目標の115をちょうど超えて、GH整備については目標達成しています。しかし、伊賀市のサービス決定者は121人でという実人数が実績として挙がっており、利用者のニーズにあった特に身体障がいのある人の利用できるGHの整備について不足している状況があります。

続きまして、目標Ⅱ「生涯を通じて社会参加できる共生のしくみをつくる」では、評価

AAの事業が15事業、Aが14事業、Bが12事業、Cが6事業、Dが1事業、Eが2事業となりました。

目標2については、達成率70%未満の評価C以下の事業について主に説明させていただきます。

8頁4段目「発達支援システムの構築」については、参加事業所数を目標指数としていましたが、目標事業所数を達成することができませんでした。今後も支援を必要とする人に対し、身近な場所で提供する体制の構築等を検討することが必要となりますので行政内部でも関係機関で連携を図っていくよう周知をしています。

10頁3段目「医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体化に提供される地域包括ケアシステムづくり」では、健康福祉に関する計画（こども、障がい、高齢、介護、健康、地域福祉）の取組み連携を図るため、「地域福祉計画関係調整会議」の開催を目標値としましたが、計画策定の年でなかったということで今年度開催はなく、来年度から始まる計画の策定に向け、次年度以降会議の開催をする予定となっています。

11頁4段目「発達に関する保護者等の理解の推進」では、依頼があれば保護者やPTA行事の中で子どもの発達に関する講演会を開催することを目標値としていますが、5回の実績となりC評価となっています。個別に学校や保育所職員の研修については充実していますが、保護者に対する実績については目標達成はすることができませんでした。

12頁「学齢期の子どもの教育・療育の推進について」は、保護者の発達に関する理解が広まったため、特別支援学級の在籍者数が数年前の2倍に増えています。そのことに伴い、教育支援員の設置や保育所等でも加配対応の職員の確保に努めています。

13頁1番下の段「企業等への啓発」については、本年度、研修会の開催をすることができませんでしたので目標値を達成することができませんでした。個別訪問20の実績はあるんですけれども研修会を行うことができませんでしたので参加事業所数については目標達成ができませんでした。5月頃には開催を予定しています。

14頁上から4段目「行政機関での障がい者雇用の推進」については、市役所庁舎内での職場実習事業について目標に挙げています。広報等でも募集掲載させていただきましたが、今年度は残念ながら応募者がいませんでした。本事業については、平成19年度から事業を行っています。本年は特別支援学校からの職場体験に変えて事業を行えないかと検討を行ってまいりましたが、交通手段等の問題があり実現は困難な状況になっています。教育委員会とも協議を行い、市内小中学校の特別支援学級の子どもたちとの職場体験等の検討も行っていけたら考えています。

また、同じく行政機関での障がい者雇用の推進については、下から2段目の人事課事業について、全国的に障害者雇用の手帳問題等もありましたが、当市については、毎年手帳確認等も行い雇用率も達成している状況です。ただ、民間の雇用も促進していく中で、採用応募があまりなかったんですが、平成31年度職員採用・身体障がい1名の採用に繋がっているところです。

15頁2段目「就労定着」のことについては先程基幹相談支援センターからのご案内さしてもらった通り、ジョブサポート事業を社協から伊賀市が直営で行って就労定着の支援についても見直しを行っています。

目標Ⅲ「だれもが心地よく安心して暮らせるまちをつくる」では、評価AAの事業が6

事業、Aが10事業、Bが8事業、Eが2事業となりました。

主な事業については、17頁1番上「障がいのある人の人権に関する理解と認識の啓発」について、例年の事業に加え、伊賀市社協のご協力を得て社協だより「あいしあおう」の紙面に今日からできる簡単手話講座の掲載を始めました。

同じく2段目、人権政策課の事業では、障がい者の人権に係わるコラムの広報掲載回数を目標としていましたが、昨年度、部落問題に関する差別事象が多く発生し、部落問題に関する啓発に多く取り組んだため、今年度の障がいに関する掲載を行うことができませんでした。広報掲載はできませんでしたが、ひゅーまんフェスタや人権啓発パネル展等で障がい理解の啓発を行っています。

18頁「学校での交流や体験学習の推進」においては、毎年交流や体験学習を行っていますが、事業がマンネリ化してきているため、障がい福祉課と連携し、次年度以降新事業に取り組んでいく検討を始めています。

20頁1段目「ユニバーサルデザインの理念に基づいた事業の推進」については、障がいのある人や保護者で組織する障がい者相談員に本年1月に開庁した新庁舎見学を行っています。新庁舎の点検等をしていただき、「新庁舎にも関わらずエレベーターの点字の山が小さくて分かりにくい」、「エスカレータの速度が速い」というご指摘があり、庁舎管理者に報告をし改善を求めているところです。

20頁1番下の段の「移動に関する支援」です。安定的で持続可能な交通サービスの提供については、平成31年度から路線バスとスクールバスの重複路線について混乗をすることでコスト削減になり、生活路線の維持確保に努めています。また、地域運行バスも平成30年7月から神戸地域で導入が開始されています。

机置きささせていただきました資料から、障がい者の移動に関する市単独助成制度についてということで説明させていただきます。30年6月、伊賀鉄道で障害者割引制度について陳情書が議会に提出され、議会で採択されました。行政内部で調整の結果、福祉分野で検討することになり、平成31年度から現行の市単独事業の重度の障がいのある人に対しての自動車燃料券、タクシー乗車券に追加して伊賀鉄道の乗車券も選択できるように制度追加をしています。

事業の詳細については、資料に載せさせていただきましたので見ていただけたらと思います。また、ご案内もいただけたらと思います。

計画に戻り、22頁「障がいに配慮した避難所の確保と避難所での生活支援の推進」については、避難所運営マニュアルの作成について目標値を設定していました。新たなマニュアル作成には至りませんでした。現在作成済みの地域について1地域の実情に合致したマニュアルの見直しに協力することができました。

新規マニュアルの作成には至っていませんが、昨年と比べ地域の防災意識が高まり、出前講座への派遣をたくさん行うことができました。そのため、地域の防災力の向上に繋がったと考えています。

以上で、計画の進捗状況についての説明を終わります。

(会長)

今、第3次伊賀市障がい者福祉計画の平成30年度の事業実績についてご説明いただきます。

した。どうぞ、何かご質問、ご意見等ございましたら各委員よろしくお願ひします。

(基幹相談支援センター)

先程の虐待件数だけ報告させていただきます。30年度は途中ですので実績値は年度も締めからになります。先ず、29年度は養護者からの虐待通報が10件でそのうち虐待と市で認定したのは7件、施設従事者からの虐待通報が1件でそのうち虐待と認定したのは0件、使用者からの虐待通報が1件ですがこれについては県へ引き継いだという状況でした。

30年度ですけれども、養護者からの虐待通報は去年と同じくらいの10件程度になるのではないかと思います。施設従事者からの虐待通報は残念ながら去年よりも増えています。使用者からの虐待は同じで1件で終わると思います。

(会長)

施設からの虐待は通報があれば実際に認定されていますか。

(基幹相談支援センター)

本年度あった分は認定されると思います。まだ調査中のところもあるんですが、「虐待あり」と認定されるのは最終的には2件になると思います。

(会長)

ありがとうございました。各委員からそれぞれ何かございましたら。

(委員)

その他で新年度以降のお願いといひますか、皆さんと一緒に考えていただきたい件があります。地域生活支援拠点も含めてですけれど、地域で生活するうえで必要なサービスとして短期入所が必要ではないかと思ひているのですが、伊賀市内で短期入所は9床(2床が事業協会、7床が維雅幸育会)です。通所事業所で短期入所を実施するには限界があつてお受けできないことが多々あります。そのところをもう少し皆さんで知恵を出し合つて考えていかないといけないと思ひています。グループホームが沢山あるので併設型の短期入所とか介護施設の中で閉まっているようなところで短期入所をできるような少し物理的な部分を助けてもらうなど。特に、うちは知的の人を中心とした短期入所なので高齢の方とか身体の方にお使ひいただけない状況です。市内のグループホームも伊賀昂会さんも沢山お持ちですけれど、たぶん体の不自由な方がお使ひできないようなグループホームだと思ひます。どうやって共生型みたいなものをお考えていくかというのも課題の1つかと思ひています。

それからもう1つ、ここでお話するべきか悩むところですが、自動車税の減免依頼のことで大変困っています。事業所を利用の方は「できるだけ送迎サービスを使ひたい。でも家族が送迎しているということで減免したい」という依頼が最近多いです。それについて、自動車税事務所からかなり詳細な説明を求められます。「送迎バスが出ているので証明は書けません」と話をするのですが、「雨が降つたら迎えに行く」という。利用者ですので無碍にもできないしというところで困っています。でも、学校では書けてもらっていたと

いう声もあるんです。

学校関係で一度訊いてもらえませんか。スクールバスを利用されてたけど証明を書いていたのかなど教えていただければと思います。

(会長)

2つおっしゃられました。最初のは、特に地域拠点事業の中で一番大きいのが「緊急の連絡」と「緊急の居場所」です。拠点事業の中でこの24時間の相談体制と緊急時の居場所の確保というのは必須です。ここをやる仕組みにしないといけない。おっしゃられた短期入所が9床で7床受けているところが通所中心とすれば、医療的ケアの必要な方や高齢の方、身体の方、精神の方を含めて拠点事業で対応するところがなければ2年後も「地域拠点事業はやらなかった」ということになります。これはおそらく厚労省が「よし」とは言わないと思います。今まではやっていなかったが、今度はかなりのところがやる。そうすると、おっしゃったように1つは「グループホーム」あるいは、「今やっていない施設の中」で考えないと、要するに困ったときに「満床です」とは断れない。やはり虐待と同じように1ベッドは空いていても単価保証しないとその覚悟が最終的に行政にいると思うんです。ここは完成年度までにどうするかかなり考えていただきたいところだと思います。お金の話はしたくないですが、お金が掛からずやれる事業が重点課題だから割り振ってお金をつける必要がある事業が是非しっかりとお願いします。万が一に事故があってお亡くなりになった時には市の責任がどうしても問われますので市としてもよろしく。

(委員)

共生サービスの通所での短期入所ですけど、老人施設を持っていますけどもやっぱり人材が足りない。そのために短期入所を閉めている事業所もあります。やはり福祉の人材不足が問題となっています

(会長)

職員もそれに対応できる職員を確保する必要が出てくる。それも含めて全体的に考えないといけない時期ですね。

(事務局)

この地域生活支援拠点の事業につきましては、今年度4法人回らせていただいて、今、委員の言われた課題とか色々聞かせていただきました。来年度、伊賀市に高齢の施設も含めた法人連絡会がありますので、そちらにも少しお話をさせていただいてご協力いただけるような体制もとっていきたいと思っています。

伊賀市の計画の中では31年度で方向性を決めて進めていくということになっていますので、少し来年度計画を充実していきたいと思っていますのでまたご協力よろしくをお願いします。

(委員)

緊急の時に預かるところを委託しておいて、その時にどうしてもそこで人材が不足して

るとか対応できない時に、職員をそこへ派遣するなどの応援体制をするという方法もあるかもしれない。

(事務局)

色々な方法を聞かせていただいて前向きに検討していきたいと思います。

(会長)

今、高齢施設の方も事業所数が増えて満床にならない事業所もかなりできています。色んなところが何か上手くやれば少し動いてもらえる可能性というのは共生型の人も含めてそれぞれ考えていると思います。

介護のケアマネジャーも儲かっていないが、他の事業に繋げる役割があるので成り立っている。障がいのサービスは満員なのでそういう発想で相談支援事業はできない。やっぱり介護保険と障がいは違う状況もあります。国は障がいの相談支援に予算を付けないので破綻するような気がします。

(委員)

高齢者の人材も足りないのですか。

(会長)

もちろん足りません。

(委員)

外国人を入れるとかでもですか。

(会長)

おっしゃる通りです。

(委員)

障がいもそうですか。

(会長)

高齢は要するに介護保険制度でありますからお金は障がいよりはつきやすい。ただ人間が足りない。障がいはお金も足りない、人材もいないという両方とも厳しい状況があります。

(委員)

障がいも介護保険のようにするということですか。

(会長)

ということを考えている研究者や厚労省の役員もいらっしゃいます。そうすると、今の

制度が違いますから一本化するのにかなり色々な問題があります。

(委員)

そうすると全然関係のない人でも色々な事が分かりやすくなるのでは。

(会長)

例えば、65歳になった時に一番問題になるのは、障がいの方が使っているサービスは応能負担といいまして最も負担が少ないんです。介護保険は必ず1割負担ですから明らかに負担が増えるんです。だから、恐らく1割負担のままで障がい者の制度と高齢者の制度を一本化するとしたら障がい者団体は反対すると思います。障がい者の方は賃金も低いという状況があるもんですから。

(委員)

障がいの事業は「商売にならん」と言っただけでは何ですけど、ボランティア的なものになってくるんでしょうね。最終的には。話を聞いていると何とか事業をやっている。

(会長)

ある意味で委員のおっしゃったことは鋭くて、国が我が事丸ごとで軽度の知的障がいや発達障がい、高齢の方はボランティアでという気配が無きにしも非ずです。

他になければこれで終わりたいと思います。

(事務局)

もう1つお願いします。相談支援事業所連絡会が伊賀市に立ち上がっています。基幹相談支援センターの報告の中にも少しありましたが、事業所でも取り組んでいただいていますので副会長から少し状況について説明いただきます。

(副会長)

会長も言っていていただきますように、支援は相談から始まりますし、相談事業の役割って大きいと思っています。ただ、散々出ていますが運営が非常に厳しい。どうしようかと考えた時に一番不利益を被るのは当事者であります。そんな中で皆で知恵寄せ合って行政とも一緒に考えていこうということで「伊賀市相談支援事業所連絡会」を11月に発足させていただきました。今、2ヶ月に一度ぐらい検討を進めています。繰り返しになりますが、主語は当事者、目的は相談体制の確立です。利用者に還元できるような3層体制をどうしていくか。後は、「相談員のスキルアップ」、「地域住民の方への障がい者理解と啓発」この3つの柱でやって行きたいと思い検討を始めている状況です。

啓発につきましては、1月に事業所の多大な協力をいただき名張育成会理事長に来ていただき「発足式」という形で研修会を持たせていただき民生委員、地域の方、ほか多くの方に来ていただいた次第です。

(会長)

ありがとうございました。今、相談支援事業所の連絡会展開され、これから勉強していかれいくつか協議もされたという報告をいただきました。

(副会長)

もう1つ、資料を出させていただいていますが、日常生活自立支援事業（旧権利擁護事業）です。利用料が4月1日から改定されます。各市町によって市からの補助が違います。そのへんの状況も見ながら伊賀市は検討いただくようです。【参考資料】

(会長)

今、副会長が説明されたのは、日常生活の金銭管理の地域権利擁護事業です。金銭管理事業は、国は成年後見の促進事業を熱心にやっていますが、精神障がいの方も含めて金銭管理は本人がある程度自由の利く日常生活支援事業がものすごく大事な事業であると思います。やれる市町村は補助をどんどん出して市町村はそれぞれかなり大きな決断がいる状態です。特に精神科の病院を持っていたり関係している市町村は利用者がかなり多いのでそれも含めて検討がいるということです。

(事務局)

ありがとうございました。沢山ご意見いただいたものを基に計画を推進していきたいと思しますので今後ともよろしく願います。本日は、ありがとうございました。